

平成 2 5 年(2013年) 5 月 2 3 日

大阪狭山市長 吉田友好 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会  
委員長 溝手真理

平成 2 5 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

平成 2 5 年度市民公益活動促進補助金交付申請のあったチャレンジ部門 4 事業、自立促進部門 1 2 事業について、平成 2 5 年 4 月 1 4 日に大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき実施された公開審査において、本委員会の専門部会である協働事業評価部会の審査結果を踏まえ、平成 2 5 年 5 月 1 6 日開催の市民公益活動促進委員会で審議した結果を別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果につきましては、協働事業評価部会において各委員が、審査基準に基づき申請書類の内容を精査するとともに、各団体による公開審査でのプレゼンテーションを通して事業に対する熱意を確認のうえ、総合的に判断したものを本委員会で審議し、まとめたものでございます。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本審査結果報告を尊重していただきますようお願い申し上げます。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見書  
～平成25年度市民公益活動促進補助金申請事業審査～

1. はじめに

大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第9条の規定により、補助対象事業の選考等に関し、市長より本会に対し意見を求められていることから、平成24年12月6日及び平成25年2月7日開催の本会会議において、平成25年度市民公益活動促進補助金の募集について審議を行い、併せて同補助金の申請に係る審査を行うための専門部会として、協働事業評価部会（以下「部会」という。）を大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則第7条の規定に基づき設置しました。

当部会では、公開審査会に向け、事前及び審査後の打ち合わせを精力的に行い、部会委員10名が審査員となり、平成25年度補助金申請に係る書類審査及び公開審査を行いました。

なお、部会委員2名が申請団体の関係者となっており、審査の公正性を保つため、該当する事業については審査を辞退したため、総獲得点数ではなく平均点による評価といたしました。

平成25年度は、チャレンジ部門に4事業、自立促進部門に12事業の申請があり、昨年度と比べ、チャレンジ部門で2事業、自立促進部門で5事業の増となっております。申請事業数の増加の背景としては、短すぎるとして課題であった申請受付から公開審査までの期間を12日間から50日間へと延長したことにあるのではないかと考えます。

公開プレゼンテーションにおける申請団体の発表内容は、成長の足跡を感じさせるものが数多くありました。また、市民公益活動団体が一堂に会し、互いの活動に耳を傾ける姿に、本制度が促進している「学びの機会」そのものを感じました。

2. 審査結果

平成25年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は別紙のとおりです。

3. 補助対象事業の採択について

本会において慎重に審議した結果、申請のあった16事業のうち、チャレンジ部門の4事業及び自立促進部門の上位6事業について採択いただくよう要望いたします。なお、市として交付の可否を決定される際には、事業及び予算内容をさらに精査のうえ行っていただくよう重ねてお願いいたします。

4. 審査内容から意見すべき点

今年度は、全申請事業（16団体から16事業）のうち、初申請団体は6団体でした。本会の課題である新たな市民公益活動の立ち上げに対する幅広い支援と促進を行うことに関して、いくらか貢献できたと感じます。

しかし、「自立運営に向けての財源確保」、「ボランティア等の人材活用」、「市民の認知度」は、いずれの事業においても課題が残るように感じます。

補助金に頼らない継続的な事業展開のためには、財源の獲得方法や魅力的な事業展開、ボランティア登録制度の活用や、効果的な広報の方法など、市民活動支援センターとの緊密な連携のもと、今後とも多面的な支援が必要です。

今回の推薦事業は、いずれも公益性に富み、他の団体への波及効果という点においても実りある事業内容となっていますので、ボランティアやさまざまな団体と協力し、各事業に精力的に取り組まれることを期待いたします。

今回の申請事業はいずれも市民公益活動として意義深いものであるにもかかわらず、補助金予算に限りがあるため、全事業を推薦することはできませんでした。できるだけ多くの市民公益活動を支援するためにも、今後、予算額の増額をご検討いただきますようお願いいたします。また、残念ながら推薦に至らなかった6事業についても、本制度活用以外の支援をすることにより、市民公益活動のさらなる活性化につなげることが必要であると考えます。

## 5. おわりに

本会として、市民公益活動促進補助金申請事業の審査及び市に対する報告は平成16年度から10回目を迎えました。

今後も、これまでの経験を踏まえ、申請団体や市民にもわかりやすい審査に努めてまいります。また、本制度をより効果的に活用していただくために、補助金の上限額の見直しや、予算科目ごとの上限額の設定について検討してまいります。また、補助年限である5年の期間を過ぎたあとの市民公益活動の継続のあり方などの課題を解決するためにも研究協議を行い、より良い制度として着実に発展するよう市長の諮問機関としての役割を果たしてまいりたいと考えております。